

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.15

発行日：2014.12.20



発行者：玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎
編集者：玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美
〒 840-0844 佐賀市伊勢町 2-14
TEL：0952-37-9212 FAX：0952-37-9213

E-mail：saiban.jimukyoku@gmail.com
URL：http://saga-genkai.jimdo.com/
Facebook：http://www.facebook.com/genkai.genpatsu
Twitter：@sagakarakaeru

ただいま
進行中!→

被告：
九州電力
被告：国

| | |
|-----------------------|----------------|
| 玄海原発 3号機プルサーマル運転差止裁判 | |
| 玄海 2・3号機再稼働差止仮処分 | 玄海 1～4号機運転差止裁判 |
| 玄海 3・4号機運転停止命令義務付請求裁判 | |

2015.3.20 MOX裁判勝利判決を!

川内原発再稼働「同意」、高浜原発審査書案決定を許さない!
避難計画では命を守れない 玄海原発再稼働反対!



結審後の記者会見で4年がかりの裁判を振り返る石丸初美代表(原告団長)



玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎

9月19日 結審 佐賀地裁へ入廷する原告団・弁護団

放射能蔓延の時代

玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山 保太郎

我々は今放射能の蔓延する時代に生きるようになった。

1945年8月の広島・長崎の原爆から、50年代以降の核兵器の気圏内実験、さらに60年代70年代の原発開発の世界的発展、核兵器と原発のブレーキのない地球規模の拡大で人類と地上の生命体の放射能界での生息の基盤が出来上がった。

80年代のチェルノブイリの大事故、2011年の福島原発事故はその基盤から本格的に害毒の噴煙が噴き出始めた証であり、それらはほんの序曲かもしれない。

我々は人類未踏の放射能蔓延期の地球に入ったのである。

もともと地上には放射能がいっぱいあった。太陽からの紫外線もほとんどストレートに受けていた。それがだんだん薄れ何十万年にも渡り人類は希薄放射能界で生きられるようになっていた。今それが人為的に逆転しつつあるのである。

天然の放射能であれ、レントゲンのエックス線であれ、原発や核兵器からの放射能であれ、生命体に癌や突発的な遺伝子の変異を与えるのには、たった1個の

No.15 CONTENTS

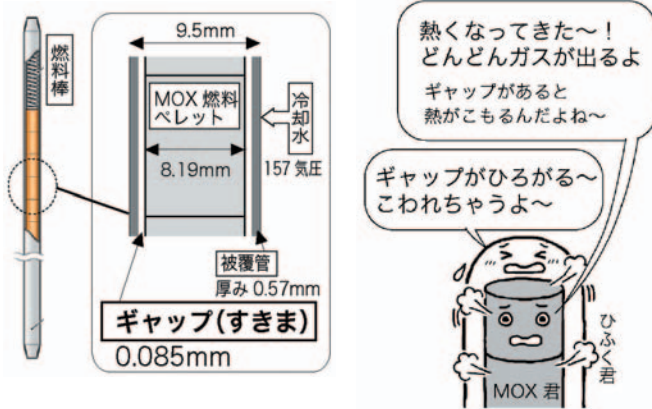
| | | | |
|-----------------|----------|-------------------|---------|
| ■放射能蔓延の時代 | 澤山保太郎……1 | ■反プルサーマル行動の日に参加して | 大嶽弥生……9 |
| ■裁判報告 | 荒川謙一……2 | ■会員からのメッセージ | ……9 |
| ■原発避難計画では命を守れない | 永野浩二……5 | ■要請書・抗議文など | ……10 |
| ■法廷外の活動報告 | 永野浩二……6 | ■お知らせ、編集後記 | ……12 |

玄海原発 MOX 裁判 争点は何？

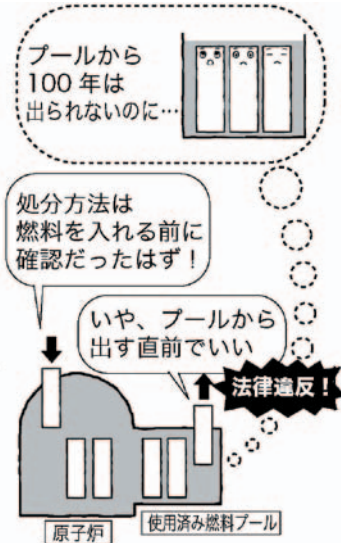
MOX（ウラン・プルトニウム混合酸化物）燃料は、ウラン燃料よりも危ない！燃料棒の中のわずか0.085ミリのすき間の開き方が、MOX燃料はウラン燃料と違って、法的に禁止されている「ギャップ再開」が起き、メルトダウンに至る可能性が高まります。

さらに、使用済MOX燃料は100年近く冷却する必要があり、その後の搬出先も決まっていません！九電は「安全」というのなら、「真っ黒塗り」の情報をすべて公開すべきです！司法は良心に従った判断を！

争点① MOX燃料とウラン燃料とは「違う」！



争点② 使用済みMOXの行き場はない！



争点③ 九電は情報を公開安全性を立証せよ！

はメーカーの商業秘密として隠したまま、「安全に設計し安全に製造したから事故は限りなく起こらない」という安全神話そのままに述べただけでした。起きるはずがないとされてきた核燃料のメルトダウン、さらにメルトスルーにさえ発展した3.11福島第1原発事故は、今なお原因説明もできそうにない状況になっています。そして、これまでの原子力政策への反省の中で発足したはずの原子力規制委員会がやってきたことは、以前と何も変わることもなく、原発を輸出したい、再稼働していきいたいという経済界と電事連と政府の傲慢さによって、今や骨抜き状態です。

そんな状況の中で、原告団と弁護団は、秘匿されたデータ不足の中、わずかに開示させた情報を元にMOX及び燃料棒の危険を統計的に科学的に立証してみせたのです。これ以上、何ができるでしょうか？司法たる佐賀地方裁判所、担当した裁判官の方々も分かっておられるようです。

九電は反論の術もない状況で、この9月19日結審当日に最終準備書面を送りつけてきました。「自分たちの証人の尋問で言いたかったことは…です」と言い訳じみた弁論の中、「冷却水の存在によって、燃料被覆管の温度が上がらないため、水—ジルコニウム反応は起こらず、ギャップ再開から起こるとされる燃料被覆管の溶融は有り得ない！」などと結論付けるかのよう言い放ったのです。最終の公判で「これにて審理終了」の扉が閉まるタイミングに忍ばせた隠し玉のような姑息な手法を使いました。「被告のこの主張は、科学の知識に反する主張であり間違っています。原告は、明確な根拠と証拠をもって科学的にその誤りを明らかにし説明できます」と反論の書面を提出しました。

裁判所は、結審した後でもこの弁論再開の申し立てを直ちに容認したのです。この裁判所の理解度は、この4年間の法廷および非公開の会合でも度々見せてきた姿勢であり、我々は、「負ける気がしない」という根拠の一つであります。

次のMOX裁判の弁論再開は、2015年1月16日11時45分、ここで最後にしっかりと我々の主張を受け止めて頂くつもりです。傍聴者が11時から駆けつけ関心を充分に示してくださると、報道も応援してくれると思いますし、3月20日判決はその追い風に乗って、劇的な勝利に繋がっていくはずですよ。何卒、「MOX差し止め訴訟」支援を最後までよろしくお願い致します。

2. 第10回玄海全基運転停止公判 14:30～

2011年12月および2012年1月に提訴した九電を被告として玄海原発全ての原子炉を停止するように求めているこの裁判も2年9ヶ月経過し10回目の公判を迎えました。

1号機は39年老朽化と脆性遷移温度の問題を追及し、2号機は仮処分でも危険性を追及していますが、配管劣化による定期検査でも発見できなかった破断問題を論及してきました。そして、今回の主張は、3号機4号機の耐震安全性は基準が甘過ぎて成り立たないこと。なぜ津波と地震の二重基準を採用し使い分けしているのか？地震の耐震基準において、世界中の地震の平均値である「入倉式」に対し、日本での地震だけの平均値として日本の地震の特性を反映させた「武村式」を使うべきである。その結果、地震規模（地震モーメント）は「入倉式」の4.7倍になるため、耐震重要施設の安全性は成り立たないことを指摘しました。被

告はこれまで法廷外交渉の場（九電本店交渉など）でも「裁判中を理由に」全く回答することができませんでした。今回は、いよいよ「武村式」をなぜ使わないのかを明らかにしなければなりません。「武村式」は津波の基準だと逃げてきた九電は、どう弁明するのでしょうか？政府交渉でも回答できない課題です。苦しまぎれの言い訳に、どんな言葉が飛び出してくるのでしょうか？

3. 第14回玄海2・3号機仮処分審尋 (非公開) 14:45～

当時は、切迫した2・3号機の再稼働阻止のための仮処分でした。先日、新聞記者から「審尋が、なぜこんなに長く続いているのですか？」と聞かれましたので、以下のような仮処分の主張の意義と長期化の理由を記者には伝えました。ストレステスト（事故を踏まえた安全性に関する一次評価）さえクリアすれば、玄海3号機だけでも動かすことが出来るという九電の企ては、福島第一原発の崩壊寸前であった原子炉建屋の状況や使用済み燃料プールの不安や深刻化する汚染水問題の前に、事故解明も全く進まないという状況に加え、我々の仮処分申請が功を奏し、ここまで阻止されてきたのです。2013年に国内の全原発がストップしてからは、ゆっくりと「2・3号機の緊急危険性の存在」を指摘し続けることによって、MOX裁判、さらにその後起こした裁判との相乗効果を裁判官に向けて発し続けてきたと云えるでしょう。

この日の審尋でも「2号機の余剰抽出系配管におけるひび割れ問題」をさらに掘り下げて、超音波探傷検査をしても傷の深さなどを特定できない事態が生じていること、債務者九電において、他の個所で同様の問題がないという立証は何もなされていないではないか？と指摘しました。

また過去に、同タイプの大飯原発3号機で起こった配管ひび割れ問題が発生した時も工事計画認可申請書記載の板厚が70mmで認可されたものを、53mmに減らして政府公認にさせなければ、傷隠し補修ができなかった経緯がありました。玄海2号機で見つかった配管曲り部分のひび割れは首の皮一枚で繋がっているような状態が長い間分からなかったことと、この大飯原発のような国と電力会社の杜撰な管理対応を看過することはできないし、これを運転することなどは到底許せない。これこそ緊急を要する危険性であると迫りました。

この審尋、債権者が具体的な差し迫った危険性を説明できないのなら、仮処分を早く終わらせようとする九電です。裁判所は「その危険になっていく機序を示せませんか？」と問うてきましたが、データをほとんど隠すメーカーと九電の前に、我々がその精微なメカニズムを分析し示すことは本末転倒というものです。しかし敢えて先に進むため、「次回までに、概ねの事故に至る機序は示すように検討してみます」と答えました。こちらが概ねを示せば、それに対し九電はデー

タをもって「それでも事故には至らない」と証明する必要がある筈です。他の3つの裁判と並行して、2・3号機の緊急危険性の存在と安全性の確保のあり方、そしてそれらの立証度を見守る裁判所、仮処分申請も重要な役割をしていると思います。

4. 第3回玄海行政訴訟公判 15:30～

他の原発裁判の例（東海第二原発や六ヶ所ウラン濃縮工場など）を取り上げて、玄海原発からの住居が遠いので原告不適格を主張した被告・国でした。しかし、それは2011年福島事故が起こる前の話であって、放射能が大気中に放出されることは絶対あり得ないとして原発神話がまかり通っていた過去の誤りであると一蹴しました。

今回、国が出すべき運転停止命令を怠ることにより「重大な損害が生ずるおそれ」があること、それは被告が、本件各原発について、設置許可基準規則や技術基準規則に定める安全上の基準を満たしていることを相当の根拠ないし資料に基づき主張立証しなければならないと指摘しました。**1)** 基準地震動の評価値が過小評価になっていること、**2)** 重大事故時、原子炉格納容器の破損及び放射性物質の放出を防止するために必要な措置がとられていないこと、**3)** 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合、放射性物質の工場等外への拡散の抑制に関する必要な措置がとられていないこと、等々です。

これより、被告国がこれらに回答することとなりますから、恐らく原告不適格による却下もなく裁判が成立して本格的に争う段階に入っていきます。

次回裁判は来年1月16日、佐賀地裁にてMOX裁判、仮処分、全基差止裁判、行政訴訟の4つとも行われます。ぜひとも傍聴をお願いします。また、翌1月17日には『3.20判決勝利へ向けて！福岡集会』を開催します。

MOX裁判にゆかり深いお2人、裁判補佐人であり美浜の会代表の小山英之さんと、福島老朽原発を考える会（フクロウの会）代表の阪上武さんをゲストとして迎えます。阪上さんは原発立地地域の運動と結びつきながら、政府交渉などでも最前線で再稼働阻止の行動に東奔西走されてきました。玄海MOX裁判も当初から支えていただいた方です。

1月16日の佐賀地裁公判と、17日の福岡集会にお集まりください。命を守るための裁判、みなさんのご支援をよろしくお願いいたします。（詳細は12ページ）

荒川謙一副代表



原発避難計画では命を守れない

避難所が災害危険区域にあつては、住民の安全は守れない!

永野 浩二

●佐賀県知事に再質問・要請

11月20日、玄海原発避難計画に関して、古川康・佐賀県知事（当時）に対して再質問・要請書を提出しました。

私達は佐賀県内全市町への質問・面談を踏まえて、6月9日に知事あてに「避難計画に関する質問・要請書」を提出し、8月14日付で文書回答が郵送されてきました。9月5日に記者会見を開き、知事回答を紹介しながら「県の避難計画は最悪を想定せず、責任の所在もあいまいなままであり、実効性あるものとはとても言えない。このような避難計画の下では放射能から住民の命を守れない。よって、玄海原発再稼働に絶対反対である」と訴えました。

今回の再質問はその後の病院・福祉施設等の調査や政府交渉等もふまえてのものです。総選挙・知事選情勢を受けて、古川知事（県議会開会日の11月25日辞職）の在任中に言うべきことを言うとおこうと、予定を早めて要請しました。

まず緊急要請として「やらせ」の責任問題も曖昧なままに県政を放り出す古川康知事に対して、「あらためての県民への謝罪」と県民の命を守る立場から「再稼働をすべきでない」との意思表明を求めました。また、「避難施設が危険区域に設置されているのは違法

状態」問題などの質問13項目については、知事がどうだろうと県民の命に関わる重大な問題であることから、1か月以内の回答を求めました。

消防防災担当者はいつものごとく「知事には伝えます」とだけでしたが、唯一こちらに聞き返したのが『放射線管理区域以上の放射能汚染...』って書いてありますが、どういうことですか」と。こちらはあ然としながら、「毎時0.6マイクロシーベルトを超えるところですよ!」と話す、（もう）分かりました（から、いいです、とジェスチャー）」と。福島の実際と、放射線管理区域とを比べることすらしたことがなかったので、ピンとこなかったのでしょうか。

なお、この3年間、部屋も用意されず、県庁玄関近くの周囲の音がうるさいロビーで立ちっぱなしの対応をされ続けてきましたが、真摯な対応をするよう何度も批判し、メディアや県議会本会議でも取り上げられたことで、今回「入札室」という狭いところでしたが、久しぶりに部屋での対応となりました。

●「避難所は安全な区域にあるのが大原則」

改正災害対策基本法が今年4月に施行されたことに伴い、原子力災害対策特別措置法においても「危険区域に避難施設を設定してはならない」とされました。

「避難所が危険区域にあるか」アンケート回答結果（2014年12月17日現在）

★佐賀県内の受入先 17市町中、8市町で危険区域に避難所あり

★避難所 538か所中、65か所が危険区域 全体の12パーセント

アンケート実施期間 2014年11月19～12月5日 回答率：100%

実施主体：玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

※嬉野市の避難所のうち危険区域にある公民館数は市に確認中。鹿島市の全体数は暫定数。

| No. | 避難元 | 避難先 | 危険区域内に避難所があるか | 危険区域避難所の数 | 避難所の全体の数 | 危険区域率 | 見直し状況 | 見直し完了予定 | 県へ連絡 | 避難元への連絡 | 危険理由 | |
|-----|------|------|---------------|-----------|----------|-------|---------------------------|---------|---------|---------------------|-------------|---------|
| | | | ある=● なし=○ | | | | 未着手=× 見直し中=△ 見直し済=○ | | | 伝えている=○ 伝えていない=× | | |
| 1 | 伊万里市 | 有田町 | ● | 13 | 55 | 24% | × | | × | × | 土砂災害 | |
| 2 | | 太良町 | ● | 5 | 12 | 42% | × | | ○ | ○ | 津波浸水 | |
| 3 | | 嬉野市※ | ● | 9 | 48 | 19% | △ | | ○ | ○ | 土砂・水害 | |
| 4 | | 武雄市 | ○ | 0 | 75 | | | | | | | |
| 5 | | 鹿島市※ | ○ | 0 | 20 | | | | | | | |
| 6 | 佐賀県 | 佐賀市 | ● | 24 | 89 | 27% | × | 予定なし | ○ | ○ | 地震・津波・高潮・大雨 | |
| 7 | | 白石町 | ○ | 0 | 21 | | | | | | | |
| 8 | | 神崎市 | ○ | 0 | 25 | | | | | | | |
| 9 | | 多久市 | ● | 3 | 16 | 19% | ○ | | ○ | × | 土砂災害 | |
| 10 | | 基山町 | ○ | 0 | 9 | | ○ | | | | | |
| 11 | | 唐津市 | 上峰町 | ● | 1 | 10 | 10% | △ | 2015年3月 | ○ | × | 土砂災害 |
| 12 | | | 大町町 | ● | 1 | 7 | 14% | × | | × | × | 土石流氾濫区域 |
| 13 | | | 吉野ヶ里町 | ○ | 0 | 12 | | | | | | |
| 14 | | | みやき町 | ○ | 0 | 9 | | | | | | |
| 15 | | | 江北町 | ○ | 0 | 10 | | | | | | |
| 16 | | | 鳥栖市 | ○ | 0 | 27 | | | | | | |
| 17 | | 玄海町 | 小城市 | ● | 9 | 93 | 10% | × | | ○ | × | 津波 |
| 18 | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | 8 | 65 | 538 | 12% | | | | | |

避難施設とは、避難元自治体の一時集合場所（緊急避難場所）と、避難先自治体の避難所です。

福井の原発群を抱える関西の市民が関西一円に広がる避難所の全調査を丹念に行ってきましたが、川内原発を抱える鹿児島県でも問題となっています。薩摩川内市なども担当者が、避難施設が危険区域にあることを認識しており、「法に違反している」と自ら述べたそうです。

10月24日の政府交渉でも、内閣府原子力防災担当は、原子力災害時の避難所は「土砂災害等の危険区域以外（安全区域）からまず選び、そのあとから30キロ圏外に指定する」ことを認めました。

佐賀県内で避難受入先となる17市町にアンケートで確認したところ、8市町で65か所の避難所が危険区域にあることが判明しました。たとえば、伊万里市民の受入先である太良町では12か所中5か所(42%)、唐津市民の受け入れ先である佐賀市では89か所中24か所(27%)にもなります。

このことを自治体議員とも連携して12月議会本会議の一般質問で質疑を行ってもらったところ、伊万里市総務部長は「佐賀県に尋ねたら『問題ない』とのことだが、市としては法律上の問題は無いにしても、避難する側にとっては心情的な不安もあると思うので、避難先との協議の議題に上げ、避難所の安全を確認したい」と答弁。唐津市総務部長は「法令違反ではないが、**避難所は安全な区域にあるのが大原則**。そういう場所があれば、県と協議しながら見直しに努めなければならない」と踏み込んだ答弁をしました。

「違法ということではなく、法律に適合していない、ということだ」と言い訳する担当者もいましたが、住

民の安全な避難を考えるなら、法改正の趣旨にのっとって、避難計画自体を根本から見直さなければいけないでしょう。それがまさに「大原則」です。自治体はなかなか自ら調査・公表しません。住民サイドから声をあげていくしかありません。

現在、避難元の玄海町、唐津市、伊万里市の「一時集合場所」が危険区域にないのかも調査しています。また、佐賀県だけでなく、同じように玄海原発事故による避難計画をつくることとされている長崎県、福岡県でも、各地の市民団体と連携して、調査を進めています。集計できしだい、あらためて公表することにしています。

避難計画の問題点は山積しており、これを明らかにすることは再稼働を遅らす大きな材料です。問題点を引き続き1つ1つ具体的に検証していきましょう。



太良町の避難所「中央公民館」と「自然休養村管理センター」。下部に「風水害」「土砂災害」「高潮」のマークがあるが、「津波」災害時には使えない。この2つの施設で伊万里市民1425人を受け入れることになる。(定員566名の固定イスのホールもあり、『せきゅうぎゅう詰め』過密避難状態)

命のことだから引き下がりません！

法廷外の活動報告

永野 浩二

●鹿児島県知事、川内原発再稼働同意 民意無視の暴挙を許さない！

11月7日、鹿児島県議会は九州電力川内原子力発電所1・2号機の再稼働について賛成陳情を採択し、



これを受けて、伊藤祐一郎・鹿児島県知事は再稼働同意を表明しました。「再稼働反対」の民意を無視し、何よりも原発事故によって命とふるさとを奪われた方達の心を踏みにじる暴挙です。

私達は同日、全国の個人・団体の

賛同のもと緊急声明を発表し、ただちに佐賀の街頭で抗議宣伝を行いました。(声明文は10ページ)

今年3月の原子力規制委員会による「川内原発優先審査」決定後、鹿児島では市民による学習会、要請行動等が波動的に何度も何度も熱心に取り組み、私達も連帯しようと鹿児島にできるだけ駆けつけ、そこから学んできました。とりわけ、風雲急を告げた10月以降は、鹿児島県庁舎内外に連日朝から夜遅くまでたくさんの市民が駆けつけ、再稼働反対の意志を表明し続けました。

伊藤知事は同意直後の会見で「もう命の問題なんか発生しない」と開き直り発言をしましたが、私達は命のことだから、引き下がりません。

避難計画の困難さなど、山積している問題点を引き続き追及していきましょう。私達にはまだできることがあります。

9月28日 ストップ川内再稼働・鹿児島集会にて、鹿児島や水俣の仲間と

● MOX 裁判結審！ 9.19 福岡集会

9月19日の結審、翌20日の「裁判勝利へ向けて福岡集会」には九州や全国各地から仲間が駆けつけてくれました。集会では、プルサーマルが始められてしまったことで、声をあげなければならなくなった必死の活動をふりかえることができました。

キーワードは「ご縁」。必死に動けば、必ず、力になってくれる人、同じ思いの人と出会えるもの！私達の仲間の輪はまさにそうやって、大きく、強くなってきました。私達は、なんのために、こんなにもしんどいことをやらなきゃいけないのか——でも、きっと、このしんどさを仲間とともに乗り越えた先に、本当の笑顔の未来がある。そんな思いを強くして、新たな一歩を踏み出しました。

私達の裁判は、命を守るための裁判です。

来年3月20日、判決。みなさん、予定を今から調整して、ぜひ佐賀地裁へかけつけてください！

※ MOX 裁判の最終準備書面、集会での配布資料類、当日の動画を HP に掲載しています。

● 御嶽山噴火 ... 火山噴火は予知できない！ 九電に緊急要請

9月27日の突然の御嶽山噴火による痛ましい被害。

火山噴火の予知は困難、火山列島の日本での原発稼働などそもそもありえないと、九州電力本店に対して、緊急賛同50団体、個人160名の連名のもと、緊急要請を行って来ました。行動にも、佐賀・福岡・大分県の3県より30名の皆さんが集合しました。

私達「巨大噴火も予知できないでしょう？ 仮に前兆を把握したとして、核燃料をどうやって運び出すのか？ 先日の規制委とのヒアリングでも、手順を示せと言われているが？」

九電「現時点では計画がないが、規制委からも要請があったので、いつまでといえないが、検討中です…」



9月19日 福岡集会を終えて

私達「菅官房長官が『川内原発は火山があっても、火砕流がそこまで行かないことは明快。全く心配ない』と発言したが、事実と違う妄想。九電としても抗議すべきだ！」

九電（首をかきげながら）「…確認してお答えする」まったく危機感のない対応に、怒りの声飛び交いました。明確な回答は無く、返事は11月の交渉時にもちこしました。

● 「サイクルしなくてもプルサーマルはやっていくんです」 11.21 九電交渉

11月21日、九州電力本店と8月27日以来となる交渉の場を持ちました。今回は九電の事業者としての無責任さをあぶりだすこととなりました。

前回「具体的には何も決まっていない」ことを明らかさせた「住民避難計画」への当事者としての関わりについてあらためて質しましたが、スクリーニング・除染後の放射性廃棄物の処理方法等についてまだ何も決まっていないことを確認しました。除染基準値がいくらかを問うと「今はわかりません」と。そもそも放射線管理区域から外に出るときの基準値はいくらなのかを問うと、「即答できない」とシラを切りました。1時間あたり0.6マイクロシーベルトになっているはずです。「広報」担当の職員とはいえ、現場の労働者

9月1日以降の活動経過

■ 9月

- 1 裁判ニュース第14号発行
- 福岡座談会
- 4 福岡座談会
- 5 避難質問への佐賀県知事回答について記者会見
- 9 玄海町議会傍聴（ヨウ素剤説明）
- 10 川内原発「審査書決定」緊急抗議街頭宣伝
- 12 福岡県 政記者室記者会見
- 19 MOX 裁判結審
- 20 裁判勝利へ向けて福岡集会
- 25 糸島市議会意見書採択傍聴
- 28 鹿児島・ストップ川内再稼働集会参加

■ 10月

- 2 九州電力本店・火山緊急要請行動
- 2-5 鹿児島・「審査書説明会」対策市民学習会
- 9 避難経路検証＜唐津市浜玉～鳥栖市＞
- 11 原発と戦争のない社会をめざす福岡市民の会にて講演

- 20 鹿児島県庁「公聴会開催」要請行動
- 22 糸島座談会
- 23 伊万里座談会
- 24 政府交渉・院内集会（避難・火山・地震問題）
- 25 福岡・秘密保護法集会・デモ（パネラー参加）
神奈川県茅ヶ崎で座談会

■ 11月

- 7 川内再稼働抗議緊急宣伝
- 12 福岡座談会
- 19 太良町・危険区域調査
- 20 佐賀県知事避難問題再問・要請
佐賀市・危険区域調査
- 21 九州電力本店交渉
- 24 福岡座談会

■ 12月

- 2 反プルサーマルの日集会
- 7 長崎座談会（避難計画）
- 19 佐賀座談会

の命に関わることへの無関心さ・無責任さが露わになりました。

10月2日に緊急要請した火山問題については「噴火の予知はできないが、噴火の可能性が低い状態が維持されていることを確認するためにモニタリングを実施する」「巨大噴火は数十年前に検知できる。兆候を把握してから、燃料搬出のための輸送容器、輸送船を発注し、搬出先を確保する」などという矛盾した見解を繰り返すのみで、搬出計画が具体的には何もなかったことを確認しました。

電事連が「プルサーマル計画延期」を検討しているとの報道に関連して「高速増殖炉と再処理工場がうまくいかず、核燃料サイクル事業は破たんしている。それでもなぜプルサーマルを続けるのか」を問うと、「我々は計画が頓挫しているとは思っていない。我々は核燃料サイクルを変わず続けていく。これは九州電力としての回答だ。電気事業者としても考えているし、国としても考えていることだ」と九電。「考えているかどうかの問題ではなく、事実、まわっているかどうかを確認しているのだ。サイクルするのですか？まわるのですか」と質すと、「永遠にまわすとか言うことではなくて、やっていきますということですよ」「九州電力としてはプルサーマルをやっていきますという事です。まわるとかまわらないとかではないです」と、プルサーマルと核燃料サイクルにあくまで固執した、とんでもない回答でした。

その他に、原子炉建屋の下を流れる地下水をくみ上げている問題、全国で一番多く放出しているトリチウムの問題等、多くの問題点を質問しましたが、私達も論点を整理して、次回以降の交渉につなげていくこととしています。

私達はこのような無責任な企業に、事故時はおろか、日頃の安全安心をどうしてまかせることができるのでしょうか！

九州電力に対して、玄海・川内原発の再稼働を永久に凍結することを強く求め続けていきます。

●「私達は理解も納得もしていません！」 12.2 反プルサーマル集会～避難計画で私達の命は守れるのか

2009年12月2日に玄海原発3号機で始められた日本初のプルサーマル。この日を忘れまいと、今年も12.2この日に原発地元の玄海と唐津で行動をおこしました。鹿児島、熊本、大分、長崎、高知、大阪、福岡、佐賀の各地、そして、地元玄海町と唐津からも仲間が参加しました。

まず玄海町役場にて、玄海町長あての要請書を読み上げ、提出。総務課長らに対応。参加者から口々に「住民の命をちゃんと守ってくれ」と訴えました。

次に、玄海原子力発電所エネルギーパークで九州電力社長あての要請書を提出。去年は「館内で受け取れない」と、寒空の下でのやりとりでしたが、強く要請し



11月21日 九電本店交渉



5年目となった「12.2」。毎年おなじみの集会横断幕

た結果、今年は屋内での対応となりました。

玄海町民の仲間は、かつて原発設備の工事がいかにいい加減だったか見聞きした話をしながら、「自分は3.11が起きてから、原発反対になった。九電さんとしても考え直してくれないか」と訴えました。

九電担当者は、私達からの訴えにのりくりに「規制基準に沿って、○×△の安全対策をやっています」と。教科書通りに言うばかりで、あきれ返りました。

佐賀県知事（職務代理者）宛には3日にFAXを送りました。（要請書は11ページ）

午後、唐津市で開いた集会ではまず、玄海MOX判決へ向けて、裁判補佐人、小山英之・美浜の会代表からポイントをお話いただきました。

争点は「MOX燃料の危険性、使用済核燃料の管理問題、情報公開」の3つ。差し迫る高浜、伊方、玄海などプルサーマル炉の再稼働阻止、国策たる核燃料サイクルの中止へ向けて、裁判の意義を学びました。

集会の後半は玄海原発避難計画の問題点をそれぞれしつつ、最近取り組み始めた「避難所が災害危険区域にあるのは違法」問題についての最新状況などを共有しました。関西や鹿児島、水俣での地道な取り組みを紹介してもらいながら、原発地元をはじめ各地で避難計画問題を追及する取組をさらに連携して手分けしながら強めていこうと確認しあいました。

総選挙告示日となった12月2日、玄海から唐津に移動中に、“やらせ”元知事候補の事務所の前を通りかかりましたが、原発再稼働は選挙の争点から意図的にはずされました。私達の命にかかる重大な問題として、真正面から訴えるべき問題だったはずですよ。

私達はこの日を忘れず、危険なプルサーマルをやめさせる！再稼働をさせない！すべての原発をなくす！その日まで、行動をし続けます。



12月2日 玄海町長へ要請



12月2日 玄海原子力発電所にて九州電力社長へ要請



全域が30キロ圏内の唐津市にて避難計画をどう追及するかみんなで議論

■反プルサーマルの日行動に参加して

12月2日と3日に行われた反プルサーマルの日行動に始めて参加した。私が裁判の会の行動に参加するようになったのは今回が2回目。そのきっかけは石丸さんや永野さんとの出会いからである。裁判の会の活動は私にとって、とても刺激となり水俣での活動の参考にと参加させていただいている。

さて、反プルサーマルの日行動では最初に玄海町役場を訪れた。対応されたのは女性職員と防災担当者。役場内でも原発について何度か勉強会を開いているとの事だったので「何を学んだのですか?」と聞くと「今は覚えていないが…」との答えに参加者一同あ然。勉強の成果はあまりないような印象を受けた。また女性職員は原発の事故後、福島に視察に行き被災された方の話を直接聞いたとのことだったが、「原発は私が小さい頃からあり、当たり前風景になっている」という彼女の言葉からは、現地に行っても原発事故からの学びはなく、玄海原発で「もし事故が起きた場合にど

原発避難計画を考える水俣の会 大嶽 弥生

うするか」という想定はまったくないことを明らかにしていた。

その時私は、水俣病公式確認から58年経つ水俣で救済を求め裁判で闘っている人たちの事を思った。1956年5月1日、水俣病が公式確認されその3年後にはチッソの排水が原因という事が判明したが、実際に止められたのは1968年。チッソの排水が原因ということは疑いの余地がなかったのに、企業保護のために住民が犠牲にされた。今裁判で闘っている人たちは言う。なぜもっと早く排水を止めてくれなかったのか。止まっていれば、多くの人の命と人生が救われたと。

福島原発事故を教訓とするなら、住民に一番近い自治体として住民の命と暮らしを守ることを最優先してほしい。危険な事が判明した以上は、被害が出る前に予防措置。これが、水俣病の最大の教訓でもあり行政のもっとも基本的で重要な役割であると思う。

.....
会費等の振込の際に、各地からの皆さんからメッセージをたくさんいただいていますので一部紹介します。元気の素です！ありがとうございます。

●貴会の「命を守るための裁判」として取り組まれる姿勢に深く感銘します。「負けるはずはない」「負けさせる」わけにはいきません。この裁判は安倍政権の原発再稼働のSTOPへの大きな力となります。キーワード「ご縁」の力(感動!!)--はきっと、もっともっと強くなっていくと思います。(大阪/Mさん)

●福井地裁に続く判決を期待します。(長崎/Kさん)

●絶対再稼働を許してはならない!九州は崩壊します!(福岡県/Fさん)

●「原発事故に終わりはない」3年経っても何一つ変わらずそれどころか増々ひどい状況。この国は一体どこへ向かうのか。せめて、子や孫に少しでも夢や希望

が溢れる世の中を残したい!(福岡/Fさん)

●いつも裁判に参加できない私達の代表として頑張って下さりありがとうございます。(宮崎/Mさん)

●いつもお世話でございませう。今後ともよろしく(勝利するまで)。(長崎/Tさん)

【メールやFacebookなどネットでのメッセージ】

●昨日は遠くよりお越しいただき、ありがとうございました。同じ思いに、行動を起こす同志との出会いは、いつも励まされ、勇気をもらい、意を強くします。また、これからの取り組みに貴重なアドバイスを御得て、更なる明るい希望を持ちました。新たな動きが起こっ

.....

てきますね!!皆様もお元気でのご活躍をお祈りいたします。(熊本/Sさん)

●先日友人たちと、石丸さんを囲んで座談会をやり初めてお会いしました!やっと会えて嬉しかったです。石丸さんは佐賀を日本を守りたいという気持ちを使命に

.....

して、怒りの中には、愛がある!と強い意志と愛を感じました。またお会いしましょう^_^!(東京/Hさん)

●ほんとに、ほんとに、ありがとうね。玄海原発に反対する皆さんの活動が、他の原発立地県の運動を支えていると思いますよ。(米国/Yさん)

.....

要請書・抗議文など

緊急声明

**鹿児島県知事、川内原発再稼働同意
民意無視の暴挙を許さない!**

2014年11月7日

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

本日、鹿児島県議会は九州電力川内原子力発電所1・2号機の再稼働について賛成陳情を採択し、これを受けて、伊藤祐一郎・鹿児島県知事は再稼働同意を表明しました。

「再稼働反対」の民意を無視し、何よりも原発事故によって命とふるさとを奪われた方達の心を踏みにじる暴挙です。東京電力福島第一原発事故はいまだに収束しておらず、「原子力緊急事態宣言」の最中での原発再稼働は許されません。

11月6日の鹿児島県議会原子力特別委員会では、伊藤知事は知事としての責任を問われると、「知事には責任はない。福島でも知事の責任は問われなかった」と答弁しました。福島事故の教訓を逆さまにした開き直りです。古川康・佐賀県知事は「(説明会のやり方など)一人の政治家として、伊藤知事を敬服している」と発言(10月22日定例記者会見)しましたが、県民の命を預かる立場の知事としての役割を放棄するものであり、鹿児島県知事の「同意」表明に、私達は心の底から抗議の意を表明します。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

問題は山積しています。

●原子力規制委員会の「審査書」に対して18000件のパブリックコメントが専門家や市民から出されましたが、火山、地震、重大事故対策等について、反対・慎重な立場からの意見はほとんど無視されました。

●住民説明会は、「公聴会」や「公開討論会」などを求める市民からの声を無視して、「審査書」に限った一方的な説明で、日時場所設定も一方的、質問時間も限られました。ほとんどの質問が再稼働への不安、反対を表明したものでしたが、国や県はまともに答えませんでした。アリバイづくりと言われても仕方ないものでした。

●巨大噴火が心配される火山審査について火山学会が「巨大噴火は予測できない。火山評価ガイドを見直すべき」との提言を出しましたが、田中・規制委員会委員長は「いまさら言われても困る」と開き直り発言です。

●住民説明会でも不安の声が相次いだ避難計画は、国の責任もあいまいなまま自治体に押し付けられていますが、最悪の想定がなされず机上の空論であり、避難計画では住民の命を守れないことがますます明らかに

なってきました。

●とりわけ病院や福祉施設入所者など要援護者の避難は、「計画は空想的」(伊藤鹿児島県知事)として、未計画なまま切り捨て、成り行き避難で弱者を見殺しにする方向です。

●津波・高潮・土砂災害などによる危険区域にある避難施設は、原子力災害時の避難所として利用してはならないと法律で決められているにもかかわらず、違反している事実が、鹿児島県各地で明らかになっています。行政は違法状態をまず住民に説明して、たださなければならず、再稼働の議論など論外です。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

原発事故が他の事故や災害と大きく違うのは「目に見えない放射能」が私たちの生活を脅かすものだからです。原発は「経済の問題」でも「エネルギー」の問題でもありません。「命」の問題なのです。

「核のゴミをもうこれ以上増やさないで欲しい。何ものにも変えがたい大自然とそこで暮らす住民たちを守って欲しい」、私達のせめてもの願いです。

鹿児島県議会では再稼働反対の県議が「“国富”とは美しい鹿児島で人々が幸せな生活を営むことであること」と切々と訴えました。県庁者内外には、連日朝から夜遅くまで、同じ思いの市民が鹿児島や全国各地からたくさん駆けつけ、再稼働反対の意志を表明し続けました。

命のことだから、私達は引き下がりません。

山積している問題点を引き続き追及していきましょう。手続き上も様々なハードルがあり、再稼働推進派の思うようには再稼働は進みません。私達にはまだできることがあります。

川内原発・玄海原発、そして全国の原発の再稼働絶対反対!

ともに声をあげ、行動しましょう。

(賛同 41 団体 119 個人)



10月20日 鹿児島県庁。薩摩川内市議会が再稼働陳情を採択したこの日、「県民の反対の声を無視して、地元同意手続きを進めないでください」という緊急要請書を全国からの署名とともに鹿児島県知事あてに提出。佐賀からも駆けつけた。

12・2反プルサーマルの日 要請書
**原発再稼働に不安を持つ市民の声を
 真摯に聞いてください**

2014年12月2日

九州電力(株)代表取締役社長 瓜生道明様
 佐賀県知事職務代理者 佐賀県副知事 坂井浩毅様
 玄海町長 岸本英雄様

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
 代表 石丸初美
 プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
 共同世話人 野中宏樹

2009年12月2日は、玄海原発3号機で日本初のプルサーマルの商業運転が始まった日です。

佐賀県の古川康前知事は、2005年12月に唐津で行われた九州電力玄海原発3号機の『やらせ』プルサーマル公開討論会などに基づいて「県民の理解は深まった」として2006年3月26日プルサーマル運転に事前同意しました。その3年9か月後、県民の意思を無視し九電の商業運転が強行されました。

MOX燃料の使用は、重大事故の発生の確率ならびに起きた時の被害をさらに拡大する可能性があるとして、今も尚、専門家が危惧しています。そして、ウラン使用済燃料と同様、プルサーマルで生み出されるMOX使用済燃料もどこにも持って行き場がないばかりか、処理の方法はさらに困難を極め、全く何も決められないのです。国の核燃料サイクル政策が行き詰まっている中で、プルサーマルだけを強引に推し進め地元を核のゴミ捨て場にして、ツケを未来永劫地元住民に押しつけるというものです。

そして古川前知事はこれらの重大な決断や、やらせ行為の責任を何らとることなく、県民が納得の行く説明をすることもなく、全てを投げ出し、知事を辞任しました。一方の当事者である九州電力もまた同様です。無責任にも程があると私たちは怒り心頭に発しています。

その玄海3号機について九電は4号機とともに、再稼働へ向けて新規規制基準適合性確認審査(原子炉設置変更許可申請書など)を国に申請しました。

私たち市民は毎年12月2日に、玄海3号機のプルサーマル運転に決して理解も納得もしていないことを行動によって示し、九州電力、国、佐賀県、玄海町に要請書を届けることで意思表明し続けてきました。

去る11月7日、九州電力川内原発1・2号機の新規制基準適合性確認審査の合格を受けて、伊藤祐一郎鹿児島県知事は再稼働同意を表明しましたが、これは耐震性や火山影響問題、そして実行不可能な避難計画問題などに不安を抱く民意を無視し、東京電力福島第一原発事故によって命とふるさとを奪われた人々の酷い境遇や痛む心を踏みにじる暴挙です。福島第一原発は、3年8ヶ月を経過した今になっても、各原子炉の内部に近づくことすらできず、どういう状況になっているのかも全く検証されていません。事故処理には天文学的費用を費やし、今後廃炉に向けて膨大な時間と費用が掛かることは明白です。原発が決して低廉な電源でないことも明らかであるにもかかわらず、経済の為という理由で政府は「重要なベースロード電源」と決めつけて、原発を進めようとしています。さらには原発輸出さえ目論んでいます。これは3.11被災者を欺くもので、彼らの痛みを何ら理解しようとはせず、その傷口にさらに塩を塗り込むような行為である事を何故理解できないのでしょうか。

ひとたび原発が事故を起こせば、その影響は超広範囲、超長期に及び、何の罪もない住民が全く先の見えない避難生活を強いられ、取り返しのつかない事態になることだと、この度の事故で教訓となったはずですが、九電は玄海原発再稼働の条件を満たすための過酷事故対策強化として、付け焼刃的な工事が行っていますが、絶対安全の保障などありません。原子力規制委員会の田中俊一委員長は「基準の適合性は見ていますけれども、安全だということを私は申し上げません」と述べ、規制委の規制基準をクリアしても、原発は何度も過酷事故を繰り返す可能性がある事を示唆しました。そして、「避難計画」は住民に被曝を強要するものであることが、明らかになってきました。避難計画では私たちの命は守れないのです。

私たちは再び「フクシマ」が起きることを到底容認することなど出来ません。

私たちは、生きとし生けるものが安心して暮らせる大自然を守りたい、ただそれだけです。原発は要りません。

ここに、玄海原発・川内原発の再稼働を永久に凍結し、廃炉を目指すことから、世界の趨勢にも合った脱原発の道を九州この地から邁進することを強く要請します。

(賛同 16 都府県から 44 団体 126 個人)



11月7日 佐賀玉屋前で緊急抗議宣伝



12月2日 玄海町役場にて

お知らせ

3.20 判決勝利へ向けて！ 福岡集会

玄海原発3号機 MOX 燃料使用差止裁判 2015年3月20日判決を前に

今、再稼働が進められようとしている玄海原発3号機はプルトニウムとウランを混ぜたMOX燃料を使っている非常に危険な原発です。この「燃料使用差止め」を求めた裁判の判決が出ようとしています。勝利すれば「全国のプルサーマル炉の再稼働の阻止」、「核燃料サイクルの破たんを白日の下に晒す」ことの実現に繋がります。是非、福岡集会にお集まりください。

みなさんの注目が勝利に導きます！

2015年1月17日(土) 13:30～

【場所】日本バプテスト福岡基督教会

(福岡市中央区荒戸 2-5-16)

地下鉄大濠公園駅徒歩7分、西公園参道鳥居手前

【プログラム】

- 「玄海原発再稼働は許されない」
阪上武さん(福島老朽原発を考える会代表、
原子力規制を監視する市民の会)
- 「MOX 裁判勝利判決へ向けて」
小山英之さん(裁判補佐人/美浜の会代表)
- 勝訴へ向けて座談会
- 原発避難計画について報告

公判のお知らせ

傍聴をお願いします！

2015年1月16日(金)

11:00 佐賀地裁前集合 アピール行動

11:45 MOX 公判(追加弁論)

14:00 第11回玄海全基運転停止公判

14:15 第15回2・3号機仮処分審尋

15:30 第4回行政訴訟公判

16:15 記者会見(佐賀市民活動プラザ 4F 大会議室)

※場所はいずれも佐賀地方裁判所です。

※時間は予定です。

※傍聴を希望される方、事前にご連絡ください。

| | | |
|-----------------------|----------------------|------|
| 会員数 (2014.12.18現在) | 原告(被告・九電=MOX、仮処分、全基) | 399名 |
| | 原告(被告・国=行政訴訟) | 384名 |
| | 支える会・サポート会員 | 845名 |

【編集後記】 ■ニュース完成前夜、帰路の夜空に燦燦と輝くオリオン座に、冬の大三角、“すばる”を見上げる。もう冬なんだな、2014年も終わりなんだなと、星空にいつもハッとさせられる。腹立たしいことがありすぎた1年。でもそんなことを跳ね返すぐらい、仲間との結束が強まったし、新たな仲間ともたくさんつながった1年だった。12月25日は玄海4号機が止まってから丸3年、九州で原発ゼロが実現して3周年の日。この日を仲間達と毎年お祝いできますように。子ども達に“原発ゼロ”の素敵なクリスマス・プレゼントをわたせますように！

座談会しませんか？

ぶっちゃけ本音トークの少人数座談会。最近開催してくれたママさんからの感想です。

「同じ子育て中のママたちに初美さんのすっと胸に入ってくるお話を届けることが出来て、本当に良かったです」

「やはり原発というのは恐ろしいです。即廃炉の必要性を強く感じました。そして、いろんな偏見や隔たりから離れて人と人が繋がること、それしか方法はないです。参加者が数人からでも佐賀から来ていただけ！そうです。どうぞ興味のある方は主催されてみてください。とても大事な時間になると思います」

また、プルサーマルの日“12.2”の「2」にひっかけて、「2」のつく日に「2 プル座談会」を各地の団体・グループのみなさんにもちかけて一緒に開催してきました。つながりが深まり、さらに輪が広まりました。引き続き、みなさんとコラボしていきたいと思います！

1人からでも、グループでも、膝つきあわせて語りあいましょう！どこへでも行きますので、事務局までご連絡ください。



石丸代表(真ん中)を囲んで座談会

あなたのチカラが必要です！

- ★ボランティア募集！
- ★カラー機関紙『そいぎ』、『裁判ニュース』
1部 100円です。広めてください！

最新情報を下にアップしています。ご覧ください。
ホームページ <http://saga-genkai.jimdo.com/>
フェイスブック <http://www.facebook.com/genkai.genpatsu>

会員募集中！

- 原告会員は年会費1万円。支える会会員は5,000円。
サポート会員は一口1,000円より。

- 振込先：郵便振替口座 01790-3-136810
玄海原発プルサーマル裁判を支える会

裁判は長期戦覚悟！カンパもお願いします！

(永野浩二) ■佐賀市と合併するまで村議会の場所だった小さな議場。ライブスペースとして再生して以来、毎年年末に村の音楽愛好者たちでクリスマスライブを開く恒例行事。今年も、「ご近所バンド」で参戦。今年は4家族となり、1歳から49歳のメンバー9名の大所帯となった。ギター、ピアノ、タンバリンやカスタネットをそれぞれ鳴らし、練習期間1週間のわりにはまあまあ出来！音楽は理屈抜きに気持ちがつながる！メンバーすべて村外出身者ばかりの小さなコミュニティ。もう来年の曲選を始めています。(大江登美子)